

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 役員の超過勤務手当

Q : 当社では、役員に対して使用人と同じように、超過勤務手当を支給しようと考えています。

この超過勤務手当は、税務上役員報酬として損金算入が認められますか。

A : 原則として認められません。

【解説】

使用人と会社との関係は雇用関係です。雇用関係に基づく場合は、労働基準法その他労働関係の法令の適用を受けることになり、超過勤務手当については、その法令に基づいて会社側に支払義務があることになっています。

一方、役員と会社との関係は委任関係です。役員は株主から委任を受けて会社の業務を執行していることから、使用人のような時間的な拘束がありません。したがって、超過勤務手当を支給する必要はないということになります。役員に対して超過勤務手当を支給した場合には、役員賞与となり損金不算入となります。

ただし、税務上使用人兼務役員として認められる役員は、使用人としての職務にも従事しているわけですから、その役員に対し支給する超過勤務手当は、使用人に対する支給基準と同一である限り、報酬として取り扱うこととし、役員賞与としないこととされています。



KIMIYO・I